

参加無料

相続・遺産整理・不動産・税金に不安や悩みがある方へ

夏の個別相談会

限定20組

相続税など税金、節税の
プロフェッショナル

元国税局



税理士法人KAJIグループ
社員税理士
山田 健児

●近畿税理士会所属第139189号

家族信託・生前対策・相続対策、遺言書作成のプロフェッショナル

お客様満足度
95%

相談件数年間
500件以上

相続のこと以外でも
なんでも
ご相談ください



司法書士法人やなぎ総合法律事務所
行政書士法人やなぎグループ
代表社員 柳本 良太

●大阪司法書士会所属 第3620号 ●大阪行政書士会所属 第5874号



特別講師の柳本良太は
朝日放送

「おはよう朝日です」
で家族信託特集で専門家として
ゲスト出演致しました!

相続専門の司法書士、税理士、相続診断士が皆様のお悩みに答えます!!

2週連続開催

予約制

日時

2025
8/23^土・30^土

【個別相談会】10:00▶17:00

場所

あべのベルタ3階 3009号
司法書士法人やなぎ総合法律事務所
阿倍野市民学習センター隣



予約は
こちらをスキャン



事前申し込みはこちら



お問い合わせはWebまたはお電話で

受付
窓口 司法書士法人
やなぎ総合法律事務所

0120-021-462

「相続登記」はお済みですか？

令和6年4月1日から「**相続登記の義務化**」が始まりました。
正当な理由なく違反した場合は10万円以下の過料が科される可能性があります。
空き家などの相続もおまかせください。



相続は期限があるため**放置は厳禁！**
相続手続きは丸ごと**専門家に依頼**できます



！ 相続人の中に**知らない人**がいる方



！ **前妻(前夫)の子**が
相続人にいる方



！ **連絡が取れない**相続人がある方



！ **忙しくて**手続きを行う**時間がない**



！ 相続財産に**株式・投資信託**がある方



！ **共有名義の不動産**がある

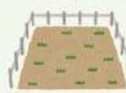


このようなケースでは、**不動産に関するトラブル**に注意！

ケース
1

遺産が**土地のみ**で相続人が**複数人**の場合

土地を共有名義で相続しても、将来的に「売却する」、「自宅を建てたい」などの土地活用をする際に、全員の同意が必要になり、揉める原因となってしまいます。



財産が土地のみ

土地活用する際、全員の同意が必要



相続人A



相続人B



相続人C

ケース
2

今後、**住む予定のない**不動産を相続した場合

維持費(修復、管理など)、管理費用が掛かり、固定資産税(税金)を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税



相続人A

負担

ケース
3

納税資金を融通しないといけない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に
現金で納める

個別相談会で実際に相談されている様子



相談者の
95%の方が内容に

「満足」と答えてくれました！

司法書士

税理士

相続診断士

宅地建物取引士

の**個別相談ブース**も
ご用意しています！



コチラから
WEB予約
可能



当日、どうしても来られないお客様に関しましては、後日改めてご面談のお時間を取らせていただきます！
ZoomやFaceTimeでのビデオ面談も行っておりますのでQRコードまたはお電話にてご予約ください。

主催 **やなぎコンサルティングオフィス株式会社**

監修 **司法書士法人やなぎ総合法務事務所**

●〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号(3階)
●TEL:06-6643-8200 ●<http://www.yanagi-law.jp/>

セミナー・相談会予約受付ダイヤル

0120-021-462

電話受付(司法書士法人やなぎ総合法務事務所)